

ECの金融市場統合と西ドイツ保険業界の動き — 日本生命フランクフルト事務所 —

1. はじめに

今、ECは1992年末の域内市場の統合に向け大きく動いている。これは、ECにおける経済活動の国境を除去し、加盟12ヶ国ごとのヒト・モノ・カネ・サービスにかかる諸規制を緩和、あるいは統一することにより、日米を凌ぐ3億2300万人の巨大な単一市場を作り出そうというものである。

このEC域内市場統合の潮流において、既に、さまざまな動きがみられる。例えば、1988年初頭、イタリアの実業家カルロ・デ・ベネデッティ氏によるベルギー最大の持株会社ソシエテ・ジェネラル・ド・ベルジックに対する株式公開買い付け（TOB）はその一例である。この買収劇はフランスのスエズ金融会社とベルギー最大の保険会社AGグループの反撃により、結局失敗に終わったが、「ヨーロッパ株式会社」を目指したこの動きが世間の注目を集めたことは記憶に新しい。

そこで、本レポートではこのEC市場統合の行動計画であるコーフィールド白書等を概観しつつ、金融市场統一の動向と西ドイツ保険業界を巡る動きを紹介する。

2. EC市場統合の行動計画

(1) EC市場統合の背景

現在のEC成立の源は、ローマ条約（1957.3）にある。この条約は、ヨーロッパが単一市場を創造することにより、米ソに対抗しうる勢力を形成し、欧州平和の構築と経済成長を図ろうとするものであった。しかし、1968年の関税同盟の実現以降、単一市場実現への動きは鈍化した。さらに、1970年代には、加盟国が自国の保護政策に力を入れ始めたため、市場統合に向けての進展はほとんどみられなかった。

1980年代に入り、加盟国は各々に保護主義的措置や経済政策を講じていたのでは、低成長、高失業、競争力の欠如、ハイテク分野での立ち遅れといった欧州経済の不振を打破することが困難であると気付き始めた。そして、加盟国はこのような問題は、国境によって分断された市場にその原因があり、これを解決する道としてEC市場統合の必要性を強く認識することとなった（表-1）。

表－1 ECのあゆみ

- | | |
|----------|--|
| 1951. 4 | パリ条約－欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）設立のための条約 |
| 1957. 3 | ローマ条約－欧州経済共同体（EEC）と欧州原子力共同体（EURATOM）設立のための条約
フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグの6ヶ国体制 |
| 1967. 7 | EC成立（ECSC、EEC、EURATOMが合併） |
| 1968. 7 | 関税同盟完成 |
| 1969. 12 | ハーグ首脳会議－ECの「強化、拡大、完成」のコミュニケを採択。
イギリスの加盟に道を開く。 |
| 1973. 1 | イギリス、アイルランド、デンマーク加盟－9ヶ国体制 |
| 1979. 3 | EMS合意（1981発足） |
| 1981. 1 | ギリシャ加盟－10ヶ国体制 |
| 1985. 6 | コーエィールド白書－1992年までの域内市場統合計画 |
| 1986. 1 | ポルトガル、スペイン加盟－12ヶ国体制 |
| 1986. 2 | 単一欧州議定書調印（1987. 7発効） |

(2) コーエィールド白書

EC市場統合に対する認識の高まりを受け、ECは1985年6月EC域内市場完成に関する白書（COMPLETING THE INTERNAL MARKET/White Paper from the Commission to the European Council）いわゆるコーエィールド白書を発表した。この白書は、1992年までにEC域内におけるヒト・モノ・カネ・サービスの自由な

流通の妨げとなっている障壁を除去していくための行動計画を示すものである。この除去すべき障壁は約300にものぼっており、それらは次の3つに分類される。

- ① 物理的障壁 …… 国境での諸規制
(例：国境通過時における動植物の検疫)
- ② 技術的障壁 …… 加盟国内に存在するヒト・モノ・カネの自由移動の妨げとなっている技術的障壁
(例：国によって異なる安全性基準)
- ③ 財政的障壁 …… 域内貿易促進の妨げとなっている間接税
(例：国によって異なる付加価値税率)

そして、この白書では障壁の除去により、

- ・日米を上回る3億2300万人の単一市場の創造（表－2）
- ・国境による分断から生ずるコストの削減
- ・EC経済の活性化
- ・EC企業の競争力強化

を狙っている。

表－2 EC、米国、日本の比較

	単位	E C	米国	日本
面積	平方km	226	937	38
人口(1985)	億人	3.2	2.4	1.2
名目GDP(1986)	兆ドル	5.4	4.5	2.0
一人当たりGDP	万ドル	1.7	1.9	1.7

出所：OECD

注：EC加盟国は、ベルギー、デンマーク、西ドイツ、アイルランド、オランダ、ルクセンブルグ、フランス、ギリシア、イタリア、イギリス、スペイン、ポルトガルの計12カ国。

EC委員会の発表（チェキーニ・レポート、1988年5月9日）によれば、このEC域内市場の統合による経済効果は約1,700億～2,500億ECU（約2,000億～3,000億ドル—1988年の域内の国内総生産(GDP)の4.3%～6.4%）と見積られている。

（3） 単一欧州議定書

(3) 単一欧州議定書

また、ECでは市場統合を推進するため1986年2月、単一欧州議定書(Single European Act)に調印し、ローマ条約の改訂を行った(1987年7月発効)。

この単一欧州議定書のポイントは次の3点である。

- ① 市場統合と運営に関する閣僚理事会での採決が従来の全会一致から加重多数決制^(※1)となり、その結果、コーフィールド白書にある数多くの提案の審議・決定のスピードが速められることになった。

(※1) 人口割りの配分で西ドイツ、フランス、イタリア、イギリスは各10票、スペイン8票、オランダ、ベルギー、ギリシャ、ポルトガル各5票、デンマーク、アイルランド各3票、ルクセンブルグ2票とし、採択には全76票中54票の賛成が必要。

- ② EC委員会の発議案から決定にいたるまでの運営が合理化された（この新運営方法はCooperation Procedureと呼ばれる）。
- ③ ヨーロッパ第1審裁判所（European Court of First Instance）が創設され、欧洲裁判所の職務が拡大された。

3. 金融市場の統合

ECでは、金融市場の統合も目指しており、資本移動、銀行業務、保険業務等の分野で思い切った自由化を進めている（表-3）。

表-3 金融市場統合の主な措置

資本移動	銀行業務	保険業務
1960. 11 第1次自由化指令		1961 再保険、損害保険、生命保険における設立・役務提供の自由化スケジュール策定
1962. 12 第2次自由化指令	1973. 6 進出規制撤廃指令	1964. 2 再保険における設立・役務提供の自由化指令 1966. 6 損害保険における設立自由化指令案
	1977. 12 第1次銀行指令	1973. 7 損害保険における設立自由化指令 1973. 12 生命保険における設立自由化指令案
	1983. 6 連結ベースの銀行監督指令 1986. 9 自己資本の定義に関する指令案	1979. 3 生命保険における設立自由化指令
1986. 11 第3次自由化指令	1986. 12 年次報告書統一化指令 自己資本比率・流動性規制案 大口融資規制案 預金保険制度調整案 信用情報交換制度案	
1987. 10 第4次自由化指令案	1988. 1 第2次銀行指令案	1988. 2 損害保険における役務提供自由化指令草案

(注) 指令(Directive) : 閣僚理事会の承認を受けたもので法的効力を有する。

指令案(Draft Directive) : EC委員会の正式最終案(閣僚理事会の承認は受けていない)

(1) 資本移動の自由化

まず、資本移動の完全自由化（域内の外国為替管理撤廃）のため、EC委員会は1987年10月第4次自由化指令案を出した。

この指令案では、

- ① 資本取引の自由化
- ② 短期資本移動の自由化（預金を含む）
- ③ 為替変動の際の緊急安全措置（セーフガード）の仕組み

について提案している。

ただし、資本移動の自由なEC経済圏を創出し維持するためには、加盟各国の金融政策の協調とEMSの安定が必須であるとみられている。

(2) 銀行業務の自由化—第2次銀行指令案

次に銀行業務の自由化を推進するため、1988年1月EC委員会は第2次銀行指令案を策定した（1989年6月までに閣僚理事会で採択予定）。

これは、EC域内の銀行が域内全域でユニバーサル・バンキングをベースとした広範な業務を展開することを可能にしており、今後、1992年に向けて大きな影響を及ぼすものとみられている。

この指令案の概要は次のとおりである。

① 単一銀行免許制度（Single Banking License）

これは、本国の銀行免許はEC全域で全面的に有効とするものである。例えば、ドイツの銀行のイギリスでの支店開設は自由となる。

② 本国当局による監督の原則（Home Country Control）

この原則では、加盟国の銀行監督局は、自ら設立認可した銀行のEC域内での活動について監督を行なうこととなっている。また、この原則を採用するについては、設立認可、監督に関する最低共通基準が設定される。

③ 業務範囲

業務範囲は、商業銀行業務の他、証券、リース等をカバーした広範なものであり（いわゆるユニバーサル・バンキングがモデル）、本国で認可された業務は進出先の国でも認められる。

④ 第三国に対する相互主義

第三国の銀行のEC加盟国への進出には、その進出する国で必要な通常の認可に加えてEC委員会の認可が必要となる。そして、このEC委員会の認可は相互主義の原則に基づいて行なわれる。

(3) 保険業務の自由化

保険業務の自由化は、銀行業務の自由化よりも比較的早く進められているが、この自由化には、①設立の自由化と ②役務提供の自由化の2つの側面がある。

① 設立の自由化 (Freedom of Establishment)

これは、一国の中に他の加盟国の保険会社が現地法人、支店、代理店の拠点を設けて営業を開始する際には、被進出国の当局による営業の免許を緩和し、加盟国の保険会社の市場参入を容易にするものである（すなわち、自国と同じ条件で何ら差別することなく、その進出を認めるということ）。この設立の自由化は、損害保険については1973年7月、生命保険については1979年3月に指令が出された。

そして、生命保険における設立の自由化指令において生損保兼営の禁止 (Separate Management Life/General) が示された。この指令は新たに設立された保険会社の生損保兼営を禁止するものとなっている。従ってイギリス、ベルギーといった従来から生損保兼営が認められていた国の保険会社は有利に、逆に西ドイツ、オランダといった生損保兼営が禁止されていた国の保険会社は不利になることとなった（表-4）。

表-4 EC主要国の生損保兼営状況

	生損保兼営	備考
イギリス	○	—
ベルギー	○	—
イタリア	○	—
西ドイツ	×	但し、保険会社グループによって全保険種類が取り扱われている
オランダ	×	"
フランス	×	"

(注) ○は生損保兼営が可であること、×は生損保兼営が不可であることを示す。

イギリス、ベルギー、イタリアについても生命保険における設立自由化指令(1979.3)以降、新設会社の生損保兼営は不可。

② 役務提供の自由化 (Freedom of Service)

これは国内に居住する人（自然人、法人）が、他のEC加盟国の保険会社と保険契約を自由に直接結ぶことができるようになることである。このことは、自国の保険市場を完全に開放することを意味している。

この自由化は、損害保険については1988年2月企業向けの保険の自由化を目指した指令草案が作成されている。

一方、生命保険については、契約者保護、保険料率設定の難しさといった大きな

課題があるだけに生命保険における役務提供の自由化指令草案はまだ作成されていない。しかし、自由化の流れの中ではこれは時間の問題であるとの見方が多い。

いずれにせよ、この役務提供の自由化を機にヨーロッパの保険会社の競争激化は必至とみられている。既に、EC加盟国の大手を中心とした保険会社はビジネスチャンスが広がるとしてこの自由化を歓迎し、業界の再編成に向け、買収、合併、提供を進めている。また、アメリカ、スイス等の大手保険会社は、ECにおける現地法人の活動範囲が拡大すると期待している。

4. 西ドイツ保険業界の動き

以上のように、ECでは1992年に向けて金融市场を含めたあらゆる分野での統合・自由化が進められている。

このダイナミックなトレンドにおいて西ドイツ保険業界でも金融自由化の中では、競争力のあるもののみが生き残るといい認識から、すでに、買収・組織改正・他業進出といった戦略を展開してきている。

最近の西ドイツ保険業界の主な動きをみてみると、次のようなものがある。

(1) アリアンツの買収戦略と組織改革

西ドイツ最大の保険会社アリアンツは、かねてより、積極的な買収による海外戦略を展開している。この買収戦略は当初、アメリカを中心に進められていた。

しかし、最近ではヨーロッパに転じ、1983年にはイギリスの保険会社イーグル・スターにTOBをかけた。この買収は失敗に終わったものの、1984年にはイタリアの保険会社RAS、1986年にはイギリスの保険会社コーンヒルを買収。1988年5月にはフランスの保険会社ナヴィガシオンの買収にでたとされている。このヨーロッパの保険会社買収の狙いは、ECの保険業務の自由化に対応した、ヨーロッパ市場での橋頭堡作りとみられる。

また、アリアンツ・グループでは、買収を機動的に行うために1984年12月「シーレーン計画」(同グループの総帥シーレーン氏にちなんで名付けられた) という同グループの組織改革を実施している。

この組織改革は、同グループの中核を従来のアリアンツ損保社から、アリアンツ持株会社に (Allianz Aktiengesellschaft Holding) に変更するとともに、国外の子会社をアリアンツ・ヨーロッパ、アリアンツ・オブ・アメリカ、アリアンツ・オーバーシーズの3つの持株会社群の下に編成した。

この組織改革の目的は、次の点にあるとされている。

- ① イギリスの保険会社イーグル・スターの買収失敗の経験から、アリアンツの会

社形態、すなわちアリアンツ損保社によってTOB合戦を行うことは効率的ではなく、持株会社がよいこと。なぜなら、持株会社は買収資金が不足している時に、買収のチャンスを逃さないように資本市場から資金を調達することができるからである。

- ② アリアンツ損保社が直接他社を買収することは、西ドイツ連邦保険監督庁の認可事項であるため、これを避けるために子会社の投資会社をトンネル機関を利用してTOBに出ることが多かったが、この方法では機動的なTOBが困難であること。これに対して、持株会社は行政当局の規制から外れ、TOBに対してもより敏速に対応が可能になり、さらに、非保険分野への進出も自由に行えること。また、アリアンツと同様、アヘナー・ミュンヘナー・グループやゲーリング・グループも中核会社の持株会社化を図っている（表-5）。

表-5 アリアンツ・グループ、アヘナー・ミュンヘナー・グループ、ゲーリング・グループの主要保険会社

グループ (中核会社)	生命保険会社	医療保険会社	損害保険会社等
アリアンツ (アリアンツ持株会社)	アリアンツ ベルリニッシャ ハンブルグ・マンハイマー カールスルーハー	ドイチェ	アリアンツ(損) ハンブルグ・ マンハイマー(損) アルゲマイネ(信用) ヘルメス(信用) ミュンヘン(再) チラ(技術)
アヘナー・ミュンヘナー (アヘナー・ミュンヘナー 持株会社)	アヘナー・ミュンヘナー・ コスモス	ツェントラル	アヘナー・ ミュンヘナー(損) アヘナー(再) コスモス(損) チュリンギア(損)
ゲーリング (ゲーリング・コンツェルン 持株会社)	ゲーリング・コンツェルン		ゲーリング・コンツェルン ・アルゲマイネ(損) ゲーリング・コンツェルン ・スペツィアル(信用) ゲーリング・コンツェルン ・グローバー(再)

(出所) Verlag Hoppenstedt & Co. "Versicherungs-Jahrbuch 1987"より作成

(2) ドイチエ・バンクの保険業務進出計画

西ドイツ最大の銀行であるドイチエ・バンクは1988年初頭、生命保険会社設立による保険業務への進出計画をスタートした。

この計画の狙いは、

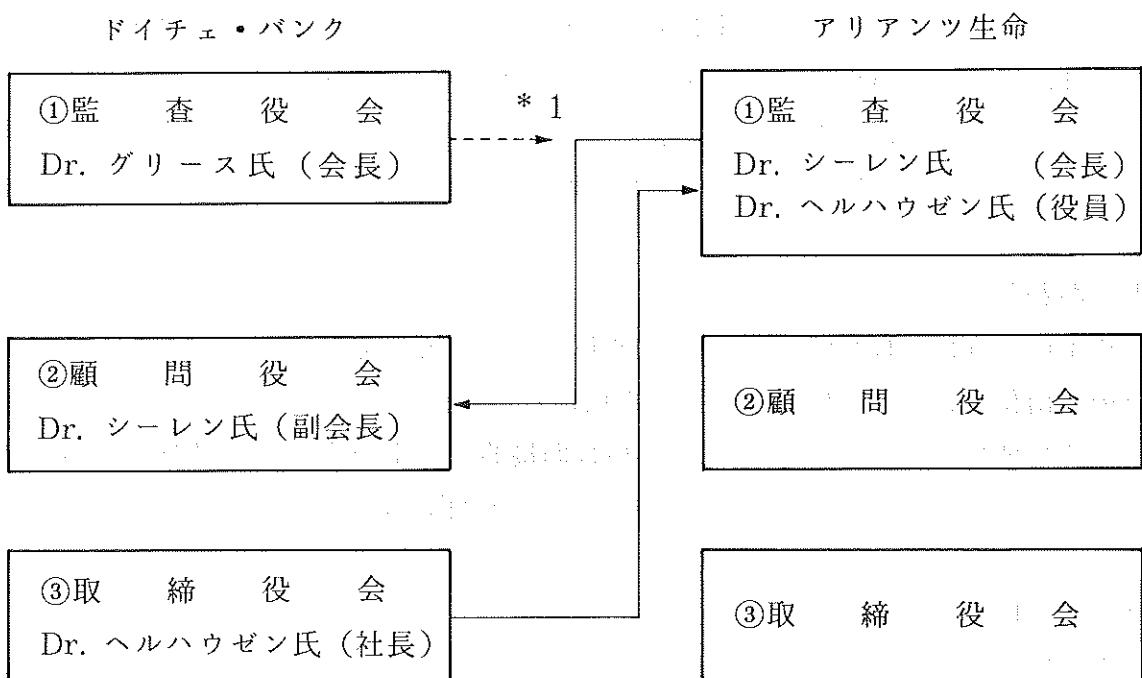
- ① 西ドイツにおける家計貯蓄が銀行預金から生命保険へシフトしていることへの

対応を図ること^(※2)。

(※2) 1980年から1987年における西ドイツの家計貯蓄の配分状況は、生命保険が15.3%から20.4%と5.1ポイント増加しているのに対して、銀行預金等が42.8%から42.3%と0.5ポイントの減少となっている。

- ② 銀行、証券業務兼営（ユニバーサル・バンキング）に保険業務を加えることによる金融デパート化を図ること。
- ③ EC域内の保険業務の自由化による他国からの西ドイツ貯蓄市場参入に対して防衛すること（西ドイツでは保険は預金と同様の貯蓄手段とみられている）。

図-1 ドイチュ・バンクとアリアンツ生命の役員交流



(出所) ドイチュ・バンク及びアリアンツ生命等のマニュアルレポートより作成。

* 1 Dr. グリース氏は、アリアンツ持株会社（アリアンツ生命を保有）の監査役会のメンバーである。

* 2 ①監査役会 (Aufsichtsrat)、②顧問役会 (Beraterkreis又はGemeinsamer Beirat)、③取締役会 (Vorstand) の位置づけは、①→②→③の順となっている。

但し、①、③は株式会社法上規定された組織であるのに対して、②は法律に規定されたものではないえ、権限等も特になく、該当企業の取引先企業等の役員から構成されている。

このドイチュ・バンクの生命保険会社の設立は西ドイツ生命保険業界にとって、次の点で脅威となっている。

- ① 保険販売は約1,200にも上る支店で行われること。
- ② ドイチュ・バンクは既に保険会社との提携商品である「保険付貯蓄プラン」（1983年10月より）の販売に成功しており、支店での店頭販売に実績があること。
- ③ 顧客に対する総合金融サービスの提供と一層の顧客情報の収集が可能であるこ

と。

④ これらの支店での販売は、外務員による販売よりコスト安であること。

この計画に対し保険業界は反対しているが、今後西ドイツ最大の保険会社アリアンツの反応が注目されよう。なぜなら、アリアンツはドイチュ・バンクと相互に資本参加（アリアンツ持株会社とドイチュ・バンクで相互に10%程度）しているのみならず、役員も相互に派遣しているからである（図-1）。

ドイチュ・バンクは1988年後半にはこの計画の目処をつけたいとしているが、今後の保険業界の対応、とりわけアリアンツ社との交渉の推移が注目される。

(3) ドイチュ・ベアムテン社によるベルギー保険会社の買収

西ドイツの生命保険会社ドイチュ・ベアムテン（保有契約高第6位）は、1987年1月にベルギーの小保険会社ヘロルド・ベルジャンを買収した。

この買収は、生損保兼営を禁止されているドイチュ・ベアムテンが、ヘロルド・ベルジャンの生損保兼営ライセンスを取得することに目的があったとみられている。

5. おわりに

以上のように、ECの市場統合は1992年に向けて大きく動きだしており、あらゆる分野での自由化が、今後一層大きな波紋を広げることは必至であろう。

さらにECのみならず、直接的あるいは間接的に日本の企業の業務展開に大きな影響を及ぼすことが予想されるだけに、今後ともその動向が注目される。

（参考）ECの主要機関

1. EC閣僚理事会

ECの最高意思決定機関で、ECの主要な政策を決定し、EC委員会に実施させる。政策決定は、EC委員会の提案に基づいて行われる。EC政策に於ける諸規制には、次のようなものがある。

① 規制（Regulation）：

自動的にEC法となる。

② 指令（Directive）：

拘束力はあるがその目標達成のための手段は各加盟国に任せられている。

③ 決定（Decision）：

その決定の対象として指名された者（国、企業、個人など）に対して拘束力を持つ。

④ 勧告と意見（Recommendation, Opinion）：

拘束力はない。

2. EC委員会

ECの政策執行機関でローマ条約やパリ条約などの諸条約の内容を実施し、EC政策の提案とその政策の管理運営に当たる。

3. 欧州議会

すべての重要な事項についてEC委員会及び閣僚理事会から諮問を受ける機関。新規加盟国の承認、連合協定の締結についてはEC閣僚理事会と共同承認権限を付与されている。

4. 欧州裁判所

政策の提案やその実施が、EC法に調和一致しているかどうか法律的判断を下す機関で、EC創設の基本条約であるパリ条約およびローマ条約に照らして、あるいは裁判所自体で判断を下す。欧州裁判所はEC法の判断に関しては国家裁判所に優越する。

(伊崎 義展)